平成２１年（フ）第３４７４号
札幌市西区山の手２条１丁目１番18号　マンション奥田
債務者　小熊　政枝
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８９号
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番６―307号
債務者　板垣　公夫
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９０号
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番６―307号
債務者　板垣　敬子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３号
北海道登別市美園町５丁目16番地３　１Ｆ
債務者　亀山　祐希
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
北海道伊達市東有珠町134番地11
債務者　肥後　清佳
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
北海道登別市若山町２丁目４番地７
債務者　加藤　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
北海道檜山郡厚沢部町松園町７番地の28
債務者　佐々木美紀
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第５７０号
新潟市東区上木戸５丁目24番４号
債務者　本間　芳久
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２３号
新潟県阿賀野市北本町８－８　小林史典方、住民票上の住所新潟市秋葉区新津本町４丁目１番18号
債務者　小林　茂男
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１２４号
新潟県阿賀野市北本町８－８　小林史典方、住民票上の住所新潟市秋葉区新津本町４丁目１番18号
債務者　小林　光代
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１２５号
新潟県阿賀野市北本町８－８　小林史典方、住民票上の住所新潟市秋葉区新津本町４丁目１番18号
債務者　小林　弘和
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２１２号
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地75
債務者　野上　明美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４６８号
静岡県三島市佐野見晴台２丁目30番地の４
債務者　大久保美和
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７３４９号
大阪府八尾市南木の本４丁目39番地の１　サニープラザＢ―303号
債務者　水谷　美紀（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４７号
大阪市西成区長橋３丁目３番12号
債務者　徳原こと　李　　萬成
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８７４号
大阪府茨木市永代町６番12号
債務者　二宮　博明
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３３１号
大阪府門真市沖町14番15号
債務者　天野　　保
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５７号
大阪市此花区高見１丁目７番15―3002号
債務者　関口　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部